

岩手町一般廃棄物処理業許可証

岩手町指令第733号

住所又は所在地 岩手県盛岡市黒川12地割18番地
氏名又は名称 株式会社 齊藤興業
及び代表者 代表取締役 齊藤 義成

複製禁止

令和6年3月25日付で申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

令和6年3月25日

岩手町長 佐々木 光 司



取り扱う廃棄物の種類	一般廃棄物(し尿を除く)
業の種類	収集及び運搬(積替えなし)
許可期間	令和6年4月26日から 令和8年4月25日まで
収集を行うことができる区域	岩手町の区域
許可の条件	(1) 岩手町の区域から収集した一般廃棄物は岩手・玉山環境組合(特定家庭用機器は申請のとおり)の処理施設に運搬すること。 (2) 関係法令に定める事項を遵守するとともに、町の計画や指導に対し善良な立場において協力すること。 (3) 業を履行する際は、使用する車両に、一般廃棄物収集運搬車両である旨を表示すること。 (4) 地方公共団体の施設に運搬する場合は、日時及び方法等は管理者の指示に従うこと。 (5) 収集した廃棄物は資源化に支障のないよう適正かつ衛生的に分別すること。 (6) 法令又は規則及び許可の条件に違反した場合は、状況により許可の取り消しを行うものであること。

一般廃棄物収集運搬(処分)業廃止(変更)届出書

令和 7 年 10 月 17 日

岩手町長 佐々木 光司 殿

住 所 岩手県盛岡市北飯岡一丁目10番30号

氏 名 株式会社 齊藤興業

代表取締役 齊藤 義成

複製禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、一般廃棄物

〔 収集運搬
処 分 〕

業の 全部を廃止
一部を廃止
事項を変更 したので届け出ます。

記

1	廃止又は変更の内容及び理由	本店住所の変更 郵便 020-0857 岩手県盛岡市北飯岡一丁目10番30号
2	廃止(変更)年月日	令和 7 年 10 月 1 日



受 理 書

岩 町 第 413 号

令和 7 年 10 月 21 日

株式会社 齊藤興業

代表取締役 齊藤 義成 様

岩手町長 佐々木 光 司

複製禁止



令和 7 年 10 月 17 日付で届出のあった一般廃棄物収集運搬業変更届出については、令和 7 年 10 月 20 日に受理しました。

なお、一般廃棄物収集運搬業許可申請時の内容に変更が生じた場合は、変更届を速やかに提出されるようよろしくお願いします。

記

○変更内容

本店住所の変更

○変更年月日

令和 7 年 10 月 1 日

担当 岩手町民課環境係（担当：大澤）
Tel 0195-62-2111（内線 504）
Fax 0195-62-1699